

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて (第3版)

新型コロナウイルス感染拡大防止に対し、各部局において必要な対策が講じられるよう、危機対策本部において、下記のとおり活動制限のガイドラインを示します。

【Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)・課外活動】

レベル	授業活動等	課外活動
レベル0 (制限なし)	通常	通常
レベル1 (最小限の制限)	感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の形式で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面授業を実施することが困難である場合、対面とオンラインの併用又はオンラインのみにより授業を実施する。 ※別途定める感染拡大予防マニュアルに定める配慮を行う。	屋外における活動及び感染拡大の予防に関して十分な安全対策が確認された屋内施設における活動などを除き、課外活動を自粛する。 ※課外活動の実施にあたっては別途通知による制約あり。
レベル2(一) (対面授業の停止 ・課外活動の制限)	対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。やむを得ず対面授業を実施する場合には、感染拡大予防マニュアルを踏まえ、感染拡大の予防に十分留意しつつ、必要な安全対策を確認した上で実施する。	感染拡大の予防に関して十分な安全対策が確認された屋外における活動など一部を除き課外活動を自粛する。 ※課外活動の実施にあたっては別途通知による留意事項あり。
レベル2 (対面授業の停止 ・課外活動の自粛)	対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。やむを得ず対面で実施する場合には感染拡大の防止に最大限の配慮をして行う。特に演習、実験、実習を対面で行う場合には、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認した上で実施する。	全ての課外活動を自粛する。
レベル3 (対面授業の停止 ・課外活動の自粛)	同上	同上
レベル4 (最小限の活動)	オンライン授業のみ実施する。	全ての課外活動を停止する。
レベル5 (全学休講)	全ての授業を停止する。	同上

- ※ オンライン授業の実施については、情報環境が整わない学生に対する配慮のために学内 WiFi 等を利用させる場合は、感染防止対策の措置が確実に講じられること
- ※ 活動の自粛あるいは禁止中、やむを得ず一時的に部室等に立ち入らざるを得ない場合には、感染防止対策の措置を講じ、用事が済み次第、速やかに退出すること

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて (第3版)

新型コロナウイルス感染拡大防止に対し、各部局において必要な対策が講じられるよう、危機対策本部において、下記のとおり活動制限のガイドラインを示します。

【Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】

レベル	学内会議の実施	職員の勤怠
レベル0 (制限なし)	通常	通常
レベル1 (最小限の制限)	感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の形式で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面会議を実施することが困難である場合、対面とオンラインの併用又はオンラインのみにより会議を実施する。 ※別途定める感染拡大予防マニュアルの授業の実施上の配慮に準じた配慮を行う。	感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の勤務形態で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面での勤務を実施することが困難な者については、在宅での勤務を実施する。 通勤時の混雑を回避しつつ、時差出勤を推奨する。
レベル2(-) (対面の制限)	※レベル2と同じ	通常の業務量の維持に努めつつ、在宅で可能な業務は在宅勤務を推奨する。 時差出勤を推奨する。
レベル2 (対面の制限)	感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、対面会議を実施する場合には、オンライン参加を推奨する。	執務室における人の密度を抑制するため、必要な業務の見直しを行いつつ、在宅で可能な業務は在宅勤務を推奨する。
レベル3 (業務の制限)	原則、オンライン会議で実施する。	運営上必要な業務を絞り、執務の体制を分割し、出勤と在宅勤務と交代で実施する。
レベル4 (大幅な業務の制限)	同上	非常に優先度の高い最小限の業務に従事する職員のみ出勤し、他は、原則として、在宅勤務とする。
レベル5 (緊急業務に限定)	緊急に必要な会議のみオンラインで実施する。	緊急に出勤を要する最小限の要員以外、原則として、全ての職員の出勤を禁止する。

※ 活動制限の期間中は、緊急性の高くない会議の開催を延期や、案件の絞り込み等による所要時間の短縮、メールによる書面審議の実施など、運営上の配慮を講じること

※ レベルによらず総じて、公共交通機関を利用する職員は、優先的に在宅勤務となるよう配慮し、用務等が終了次第速やかに帰宅すること

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインについて (第3版)

新型コロナウイルス感染拡大防止に対し、各部局において必要な対策が講じられるよう、危機対策本部において、下記のとおり活動制限のガイドラインを示します。

【Category3:研究活動】

レベル	制限・活動等
レベル0 (制限なし)	通常
レベル1 (最小限の制限)	感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、研究業務は通常通り継続する。
レベル2(-) (研究室活動の制限)	研究室内の換気、各員の手洗い、マスク着用の徹底、及び接触や不要不急な滞在時間の削減など、感染防止に十分な注意を払いつつ、通常の研究活動への復帰をめざす。
レベル2 (研究室活動の制限)	感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、可能な限り研究室における研究作業時間を削減し、可能な作業は自宅で行うように努める。 研究室メンバー(学生を含む)の歓送迎会など、研究室外での行事や催しは禁止する。
レベル3 (研究従事員の制限)	現在実施中の実験等および研究室の運営に必要な最低限の研究室メンバーのみ出勤し、研究活動に従事する。 あらたに実験を開始することは原則禁止する。
レベル4 (最小限の研究活動)	以下に示す非常に優先度が高い研究や作業に従事する研究室メンバーのみ、出勤する。 ・容易に中断できない長期間に亘る実験等に従事している者 ・上記以外の実験等を終了または中断のための作業に従事する者 ・以下に従事する最低限の研究室構成員 機器装置・試薬類等の維持管理、実験動植物等の維持、寒剤の補充や研究室内設備等の維持管理など ・サーバーメンテナンスを行う者
レベル5 (研究室閉鎖)	全ての研究活動を停止し、停止期間終了後の研究室再開に不可欠な以下の作業に従事する最低限の者以外の出勤を禁止する。 ・重要な機器装置・試薬類等の維持管理、不可欠で代替不能な実験動植物等の維持、寒剤の補充や研究室設備の緊急時対応など ・サーバーメンテナンスを行う者

※ レベルによらず総じて、出勤する研究室構成員は、可能な限り公共交通機関の利用を避け、用務等が終了次第速やかに帰宅すること

※ 実験動物施設等については、各レベルに対応する具体的な活動制限内容が定められているので、関係部局は、別途施設へ問い合わせること